

平成 28 年第 4 回（12 月）大磯町議会定例会

議 案 第 53 号 説 明 資 料

平成 28 年 11 月 29 日

訴えの提起について

資 料

概要・内容	-----	1～2
大磯町横溝千鶴子記念障害福祉センター 2階部分の使用に関する経過	-----	3
位置図	-----	4
平面図	-----	5

福 祉 課

訴えの提起について

○ 概要

大磯町横溝千鶴子記念障害福祉センター2階部分について、社会福祉法人おおいそ福祉会に対し、明渡しを請求し、併せて平成28年11月1日以降明渡しに至るまでの賃料相当損害金の支払いを求める訴えを提起したい。

○ 内容

大磯町横溝千鶴子記念障害福祉センター（以下「障害福祉センター」という。）は平成11年に本町が故横溝千鶴子氏から障害者福祉施設建設資金として寄付を受け、平成14年12月に完成し、平成15年4月に開設しました。

障害福祉センター2階部分の使用については、寄付受入れ当時の町内障がい福祉団体等の話し合いにより、社会福祉法人おおいそ福祉会（以下「福祉会」という。）が運営する「かたつむりの家」が、開設当初から占有して使用を開始しています。

開設以降、10年以上経過し、その間の障害福祉制度の変遷により社会情勢が大きく変化し、障がい者支援の事業所や団体の活動状況も変化し、障害福祉センターの公平・平等使用を望む意見等も上がっていることから、行政財産である障害福祉センターの2階部分を占有しての使用について、本町と福祉会の間で平成23年以降、話し合いを続けてまいりました。賃料や期限を定めた使用について話し合ってきましたが、本町の考えとそれに対する福祉会の回答には隔たりがあり、話し合いの経過年数を考慮し、福祉会を含めた町内の障がい福祉関係団体による、公平・平等な使用の開始を進めることが不可能と判断しました。

これにより、平成27年7月29日付で福祉会に対し、書面にて平成29年3月31日までに返還することを求めましたが、平成27年11月26日付け福祉会の代理人弁護士から書面にて、期限までの返還は承服しかねるという回答を受けました。

一方で、平成22年4月1日付の覚書に基づく貸付が、地方自治法に定める手続上の不備により、行政財産である障害福祉センターの管理において看過できない問題があることがわかりました。そのことを代理人弁護士に伝えるとともに、返還期限を延長し平成30年3月31日とする提案をいたしました。これに対しても応じかねるという回答でした。これにより、平成28年8月1日付け通知にて、平成28年10月31日を明渡し期限とした交渉により妥協点を見出したい旨を伝えていましたが、これに対し、福祉会代理人弁護士から、国庫補助金の交付を前提とした明渡し期限とする長期の使用希望があり、町の考えとは、なお相当な隔たりがありました。

このため、行政財産である障害福祉センターを、今後、早期に公平・平等な使用を可能とするため、福祉会を被告として訴えを提起するものです。

大磯町横溝千鶴子記念障害福祉センター2階部分の使用に関する経過

平成11年	12月22日	故横溝千鶴子氏より5億円の寄付を受ける
平成14年	12月	大磯町横溝千鶴子記念障害福祉センター完成
	12月6日	社会福祉法人おおいそ福祉会設立 住所: 大磯町国府本郷1196番地 【大磯町横溝千鶴子記念障害福祉センターの住所】
平成15年	3月24日	大磯町議会により、(福)おおいそ福祉会の町施設使用に関する決議が可決
	4月1日	大磯町横溝千鶴子記念障害福祉センターオープン (かたつむりの家が使用を開始する) (福)おおいそ福祉会の住所移転 住所: 大磯町東小磯349番地 ※現在は、大磯町国府本郷1195番地2
平成22年	4月1日	覚書の締結
平成23年	6月	施設利用に係る話し合い(平成27年までに計20回以上行う)
~平成27年	7月	【話し合いの概要】 ・実費負担以外の施設使用料の支払について ・使用に係る契約の締結について ・使用の期限について
平成27年	7月29日	平成29年3月31日までに返還していただきたい旨の文書を通知
	11月6日	返還について、おおいそ福祉会の意向を確認するための文書を通知(平成27年11月30日までに回答を依頼)
	11月27日	福祉会代理人から平成27年11月26日付回答書を受理
平成28年	2月9日	平成27年11月26日付回答書に対する町の回答を通知
	5月26日	福祉会代理人から平成28年5月27日付回答書を受理
	6月1日	杉崎茂法律事務所と返還交渉の委任契約を締結
	6月30日	代理人同士による話し合いが行われる (福祉会代理人から今後10年間の使用を希望)
	8月1日	町代理人から福祉会代理人へ通知書を送付 (平成28年10月31日までにセンターを明渡すこと、明渡しをしたときは、行政財産の目的外使用許可により平成30年3月31日を期限として使用できるよう配慮すること、もし明渡しに応じてもらえない場合は法的手続きをとる予定であることを通知)
	8月25日	代理人同士による話し合いが行われる (福祉会代理人から今後6年間の使用を希望)
	9月16日	町代理人より、8/25の希望内容を福祉会代理人に受け入れられないことを回答
	10月5日	町代理人より新たな提案があれば10/20までに連絡もらいたい旨を連絡
	10月20日	福祉会代理人より連絡 (5年間の使用を希望)
	10月25日	町代理人より、10/20の希望内容は受け入れられないことを回答
10月31日	福祉会代理人より、連絡なし(11月1日町代理人に確認)	

位置図



1/2500

障害福祉センター

2階平面図

